## 基幹統計調査の承認の状況

## (令和4年2月1日~令和4年2月28日分)

令和4年3月28日政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主 な 承 認 事 項	承認年月日
造船造機統計調査	国土交通大臣	令和4年度に実施する調査から、 以下のとおり、調査計画を変更 ① 報告者の選定方法の変更 造船法(昭和25年法律第129 号)の改正に伴い、調査計画に 引用している条文の条番号を 繰り上げ ② 調査計画の記載の明確化	R 4 . 2. 25
		図 調査計画の記載の明確化 調査方法の一つとして電子 政府の総合窓口(e-Gov)を利用 した回答が可能であることを 調査計画に明記	

<sup>(</sup>注)本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規 定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかっ たものを整理している。